

# 外国人介護人材定着支援金交付事業実施要綱概要について

令和6年8月20日

## 1 制度内容

- ・外国人の在留可能な期間中、本市で介護職として勤務することを促す制度とする。
- ・特定技能の在留期間が最大5年間であることから、5年間で最大60万円を交付する制度とする。(半年・1年各5万円、2年・3年15万円、4年・5年10万円)
- ・現在雇用中の特定技能外国人についても、在留期間いっぱいの本市での勤務を推進するため、制度対象とする。(基準日を令和6年4月1日とし、基準日以降の勤務期間に対し支給する。)
- ・支援金交付対象勤務期間の満了と在留期限が重なる場合の支援金は、みなし期間(勤務期間満了の4月前以降)で交付する。(事業所の勤務期間見込証明書が必要)

## 2 勤務の対象とする介護事業所等について

- ・将来的に外国人介護職員が法人内で他サービス事業所へ異動することも考慮し、日本人定着支援金と同様に対象とする。

具体的には、介護保険法に規定するサービス提供事業所、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び地域生活支援事業を行う事業所

※以下の事業については今後検討する。

老人福祉法に規定する有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅

## 3 対象とする在留資格について

- ・外国人の定着を図るため、在留資格「介護」「特定技能」を対象とする。  
(本要綱施行と同時に在留資格「介護」について規定している日本人定着支援金要綱改正を行い、日本人定着支援金の対象から除外する。)
- ・技能実習は「実習」の制度であるため対象外とする。  
※技能実習制度の制度変更後の「育成就労」については、変更後の在留資格制度内容、施行日により、必要に応じて制度変更し対応予定
- ・特定技能外国人が資格取得により在留資格「介護」となった場合、特定技能での勤

務期間も合算し継続して5年まで支給する。

・技能実習生が在留資格「特定技能」を取得した場合は、特定技能取得後の勤務期間に対して支援金を交付する。

・技能実習生が国家資格を取得し在留資格「介護」となった場合、在留資格「介護」取得後の勤務期間に応じて定着支援金を交付する。

#### 4 勤務期間の算定方法について

・育児・介護・傷病休暇を取得した月で、月の出勤すべき日のうち半数以上休業をした月は勤務期間に算入しない。

・上記理由によらず月の出勤すべき日のうち半数以上欠勤した月は、勤務期間に算入しない。

・来日後5年を経過し、脱退一時金の支給を受けるために一時帰国する場合は一時帰国中の期間は勤務期間に算入しない。

・勤続期間の起算日から5年を超えた日以降の日は勤務期間に算入しない(ただし、脱退一時金の支給を受けるための帰国期間は5年経過後の参入を可とする。)

例) R3.4.1 入国、市内の事業所で勤務

通常対象とする勤務期間: R6.4.1~R11.3.31

入国後5年経過: R7.3.31

一時帰国期間: 2か月(R7.4.1~R7.5.31)

↓

対象とする勤務期間を R6.4.1~R11.5.31 に延長

#### 5 対象とならない場合について

・過去1年以内に市内の事業所に勤務していた者

※法人の規定により在留資格変更時に一旦退職扱いとした場合は本条件の適用外とする。

※来日後5年を経過し、脱退一時金の支給を受けるために一時帰国する場合に法人の規定により退職扱いとなる場合は本条件の適用対象外とする。

・育児・介護・傷病以外の理由で常勤でなくなった者

・法人内の異動で福知山市外の事業所で勤務することとなった者